

特区における民泊（宿泊可能な住宅）について

～ 東京都 大田区の例 ～

資料2-1

大田区全般の動き

平成27年10月20日 特区諮問会議で、区域計画認定
12月7日 大田区の条例の制定
平成28年2月12日 初の施設の認定（事業開始）

（9月9日時点）

- ・ **認定 23施設 57室**（申請 25施設 59室）
- ・ **18事業者**（うち個人5人）
- ・ **滞在実績：199人**（うち外国人 97人）



近隣ホテルと連携・協力した「新築マンション」の例

概要

新築（築1年）
JR蒲田駅から徒歩2分
宿泊料：1泊1組9,980円（主にビジネス客用）

特徴

旅館組合と密接に連携・協力

組合所属の近隣ホテルと業務提携を行い、
鍵の受渡しや本人確認を対面を実施。
（実質的にフロントを共有）

課題

「最低宿泊・利用日数」の要件緩和

現行の「6泊7日」から「2泊3日」以上
との強い要望（関係自治体、事業者より）

近隣ホテル・旅館

民泊事業者

